

■議案第84号 四万十町大正中津川集落活動センター条例について

【要旨】

地域住民の福祉の向上、都市住民との交流、農林業の振興及び地域住民の交流促進等により地域活性化を図ることを目的とした大正中津川地区の拠点施設、中津川集落活動センター「こだま」が、平成28年11月完成予定となっています。

このため、施設の設置、管理、運営及び利用等に関して必要な事項を規定した本条例を制定しようとするものです。

【条例の内容】

中津川集落活動センター「こだま」について、設置、名称及び位置、管理運営、業務、指定管理者が行う業務の範囲、利用の許可等、利用者の責務、権利譲渡等の禁止、利用許可の取り消し等、利用料金、利用料金の減免、利用料金の返還、設備の変更禁止、原状回復義務、損害賠償義務、委任に係る事項を定める。